

平成 25 年 1 月 25 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 1 月 25 日（月）開会：午前 9 時 30 分 閉会：午前 11 時 51 分

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 今村岳司（蒼士会）
大石伸雄（政新会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に委員外議員として八木米太郎副議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

岸利之、たかはし倫恵、よつや薫

6 一般傍聴者

2 名

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次 長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）政務調査費について

政務調査費について協議しました。

前回の委員会（1月 11 日開催）で持ち帰り、賛否等を提出することになっていた改正規則案・要綱案についての各会派の意見を説明しました。規則案については、全委員がこれを了とされていることから、要綱(案)について協議を行いました。その結果、要綱案についても、全委員がこれを了とされました。

次に政務活動費運用の手引きについて、協議を行いました。その結果、現在運用している政務調査費運用の手引きをそのまま移行するという原則で全会派が確認をしているので、その方向で持ち帰り、本手引きに関する意見等を提出することになりました。

次回の委員会（2月12日開催予定）で引き続き協議することとされました。

（2）議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

これまでの協議結果に基づき、「議会の章」について協議を行い、以下の小理念（条文案）について仮決定されました。

議会は、住民の信託を受けてその意志を代表し、住民の福祉の増進を目的としてその権限を行使する。

議会は、議事機関として、条例の制定と改廃に責任を持ち、議決権を行使することによって市の意思決定に責任を持つ。また、法に定められた役割を果たし、地方自治体の独立した意思決定に貢献するために、機能向上に努めるものとする。議会は、長に対し健全な牽制関係を持って対峙し、行政執行の監視をおこなう。議会は、各種規則に則った効率的、公正な運営を行わなくてはならない。

議会は、透明性のさらなる向上と積極的な情報公開によって、住民の信頼を高めるよう努めるものとする。

また、引き続き「議員の章」について協議を行い、以下の小理念（条文案）について仮決定されました。

議員は、それぞれの信条や政策に基づきつつも、住民全体の代表者として、公共の利益のために活動する。

次回の委員会で引き続き、協議を行うこととされました。

（3）視察残額の使途について

常任委員会管外視察旅費の残額の使途について、協議しました。

昨年5月の委員会で確認された視察旅費の残額の現時点での使い方について、暫定として合意したことをまとめたものを示し、平成26年度以降の取扱いについて、現時点での意見を全委員に表明してもらいました。各委員はこれについてどのようにするか持ち帰り、意見を提出することになりました。

次回の委員会で引き続き、協議を行うこととされました。

（4）その他

(1) 津波避難訓練における災害マニュアルとの整合性について

1月27日に実施される津波避難訓練に当たり、既に定められている災害対応マニュアルにより議員の役割として、議員には安否の連絡を行う義務があることを各委員は会派所属議員に徹底することとされました。また訓練当日に議員に送付する文書を配布し、事務局から説明を受けるとともに、今後、災害が発生した際、全ての伝達手段が失われた場合どうするのかという検討及び訓練結果の報告を行うことになりました。

(2) 西宮市議会委員会条例の改正について

事務局から、改正地方自治法の施行が3月1日となることに伴い、今後、改正案作成、正副議長・議会運営委員会及び本委員会の正副委員長への説明、次回の本委員会における趣旨説明、議会運営委員会(2月14日開催予定)での確認を経た上で、

3月定例会初日(2月22日開催予定)にて提案・議決というスケジュールを進めたいという説明がありました。各委員はこれを持ち帰り、会派での確認をすることとされました。

次回の委員会で引き続き、協議を行うこととされました。

次回以降の委員会の日程

平成25年2月12日(火)午後3時~午後5時30分

平成25年2月25日(月)午前9時30分~正午

以 上